

**２０２５年度 石橋文化ホール長寿命化計画調査等業務委託
公募型業務提案（プロポーザル方式）実施要項**

１．業務名

石橋文化ホール長寿命化計画調査等業務

２．業務の目的

石橋文化ホールは、１９６３年の開館から６２年が経過し、経年劣化した施設・設備（舞台設備を含む。）の改修や特定天井の耐震対策の必要がある状況に加え、施設のバリアフリー化や機器等のデジタル化対応の必要性があるなど、多くの課題を抱えている。

本業務では、石橋文化ホールの舞台設備等の現況調査を行い、劣化度を評価し、今後の石橋文化ホールが担うべき機能を発揮させるための更新及び改修の必要性を判断することを目的とする。また、調査によって確認された諸課題を整理し、効率的かつ効果的な改修・保全計画を提案すること。詳細は「石橋文化ホール長寿命化計画調査等業務委託仕様書」による。

３．施設の概要

- （１）名 称 石橋文化ホール
- （２）所在地 福岡県久留米市野中町１０１５番地
- （３）構 造 鉄筋コンクリート造 ２階建
- （４）床面積 ２，１８９㎡（６６２．２坪）
- （５）観客席 １，０７７席（固定席）
- （６）ステージ 間口１８ｍ、奥幅１３ｍ、奥行８ｍ プロセニウム形式
- （７）舞台設備 オークストラボックス迫り上り装置 幅１４ｍ、奥行３．５ｍ（現在停止中）
緞帳（絞り上げ）昇降装置
天井反射板電動昇降装置
- （８）着 工 １９６２年５月２６日
- （９）竣 工 １９６３年４月１５日 ※石橋文化会館と同時着工、竣工
- （１０）総費用 ２億４０００万円
- （１１）音響設計 NHK技術研究所
- （１２）構造設計 早稲田大学松井源吾構造研究室
- （１３）設備設計 早稲田大学井上宇市設備研究所
- （１４）設計管理 菊竹建築設計事務所
- （１５）工事監督 ブリヂストンタイヤ株式会社久留米工場建築課
- （１６）建築工事 清水建設株式会社
- （１７）主な改修履歴

① １９９８年 全面リニューアル

リハーサル棟新築、楽屋改修、客席椅子全面入替、客席照明設備改修、トイレ全面改修及び増設、音響・照明設備更新、舞台床張替え、オークストラピット昇降装置更新など

② 2014年 耐震補強工事等

耐 震 改 修	屋根水平ブレース設置、屋根小梁新設及び補強、屋根トラス斜材補強、柱頭部補強、火打ブレース設置、頬杖ブレース設置、吊天井補強
内 部 改 修	スロープの設置、車椅子席増設、客席カーペット張替、客席腰壁張替及び塗装
外 壁 改 修	外壁下地（浮き、クラック、剥離、爆裂）補修、外壁塗装、建具廻りシーリング打替え
防 水 改 修	屋上平場シート防水（機械的固定工法）、屋上立上りシート防水（接着工法）
楽屋舞台袖通路改修	楽屋3出入口扉改修（開口拡張）、内装（床、壁、天井）改修、ピアノ庫・楽屋・トイレのスチール窓改修（カバー工法）、女性用トイレ洋式便器化（シャワートイレ付）、トイレブース改修、舞台袖床改修（地業改良、土間新設、塗床）、舞台袖壁改修（既存CB壁撤去、新設）
ロビー空調改修	ロビー東西設置空調機更新

4. 委託期間

2025年11月11日 ～ 2026年3月31日

5. 予定価格（提案限度額）

12,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

〔10,909,091円（税抜き価格）〕

6. 業者選定方法

公募型業務提案（プロポーザル方式）

※ 実施にあたっては、「久留米市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に準ずることとする。

7. スケジュール

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| (1) 仕様書等配布、HP公開 | 2025年10月 1日（水）～ |
| (2) 現場説明 | なし |
| (3) 意思表明書受付期間 | 2025年10月 1日（水）～10月12日（日） |
| (4) 質問受付期間 | 2025年10月 1日（水）～10月10日（金） |
| (5) 質問回答終了 | 2025年10月12日（日） |
| (6) 提案書受付期間 | 2025年10月14日（火）～10月31日（金） |
| (7) 審査結果通知 | 2025年11月 5日（水）頃 |
| (8) 契約締結日 | 2025年11月11日（火）頃 |

（提出等については、上記期間の月曜日を除く9時～17時まで）

8. 参加資格要件

本プロポーザルへの参加は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本業務に関するノウハウと実績がある者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税並びにその他市区町村民税を滞納していないこと。
- (5) 参加者及び参加者の取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準じる者の地位にある者が、久留米市暴力団排除条例（平成22年6月29日久留米市条例第19号）に規定する暴力団員等でないこと又はその統制の下にある者でないこと。

9. 失格事項

参加希望者は、次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルに参加する資格を失うものとする。

- (1) 「8. 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提案書その他の本プロポーザルに係る提出書類（以下「提案書等」という。）の提出方法、提出先、提出期限等が、本要項で示した条件に適合しない場合
- (3) 提案書等に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合
- (4) 提案限度額を超える提案書等を提出した場合
- (5) 他の応募者の提案を妨害するなど、手続きの遂行に支障を来す行為があった場合
- (6) 契約締結日までに再生手続が開始された場合
- (7) 審査関係者に本件提案についての接触をするなど、公正な審査を阻害する行為があった場合
- (8) 提案書等に参加希望者を特定できる情報を記載した場合
- (9) その他選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合

10. 意思表明書、質問書、提案書の提出及び記載上の留意事項

(1) 意思表明書

- ① 本公募型業務提案（プロポーザル方式）業者選定への参加意思がある者は、下記の期間内に参加の意思表明書を提出すること。
- ② 意思表明書の提出期間
2025年10月 1日（水）～ 10月12日（日）
（上記期間の月曜日を除く9時～17時まで）
- ③ 意思表明書の提出方法は、持参または郵送、電子メール、FAXとし、提出締切日の17時までに必着とする。

(2) 質問書

- ① この要項及び仕様書についての質問は、別紙（様式3）にて電子メールまたはFAXにより行なうものとし、回答は、2025年10月12日（日）17時までに、参加意思表明のある事業者全てに電子メールにより行う。なお、質問の回答は実施要項及び仕様書の追加

又は修正とみなす。また、質問受付期間以外若しくは質問方法以外の質問又は本プロポーザルと直接関連性がないと事務局が判断した質問については、回答しないものとする。

② 質問受付期間

2025年10月 1日（水）～ 10月10日（金）

（上記期間の月曜日を除く9時～17時まで）

（3）提案書

① 参加の意思を表明した者は、提案書（付属書類含む）を、正本1部及び副本（コピー可）7部の計8部を提出すること。提案書等については、指定の場所及び表紙以外の部分に社名や住所等、作成者が判明するものは記載しないこと。

② 提案書の提出期間

2025年10月14日（火）～ 10月31日（金）

（上記期間の月曜日を除く9時～17時まで）

③ 提案書の提出方法は、持参または郵送とし、提出締切日の17時までに必着とする。また、郵送による場合は、配達完了が確認できる方法によること。

④ 提案は、提案者1者につき1提案とする。

⑤ 提出書類は返却しない。また、提出期限後は、提出書類の差し替え、追加は認めない。

⑥ 提出書類の受領後、事務局側で必要があると判断した場合は、補足資料を求めることがある。

（4）各書類提出先

〒839-0862 福岡県久留米市野中町1015番地

公益財団法人久留米文化振興会（石橋文化会館1階事務局）会場サービス課

電話：0942-33-2271 FAX：0942-39-7837

E-Mail：hall@ishibashi-bunka.jp

11. 意思表明書及び提案書の内容に関する留意事項

（1）参加意思表明書

参加意思表明書の様式は、別紙（様式1）とする。

（2）提案書（企画提案書、付属書類、見積書の3種類）

① 企画提案書（任意様式）

提案書の様式は、任意の様式とする。ただし、別紙（様式2）に添付して提出すること。

下記の要項により作成し、提案書提出後の変更及び追加資料等については一切認めない。

（ア）仕様書に基づき、業務内容についての実施方針、整備手法等を具体的に記入すること。

（イ）提案者の持つ実績やノウハウ、ネットワーク等を最大限に生かした具体的な手法について提案すること。

（ウ）概念図やフロー図などを活用し、分かりやすい表現となるよう留意すること。

② 付属書類（任意様式）

（ア） 会社及び団体概要

様式は任意とするが、日本産業規格 A 4 判縦 1 枚程度にまとめたもので、会社及び団体名、所在地、設立年月、代表者名、資本金、職員数等が確認できるものであること。

（イ） 法人にあっては、役員等調書及び照会承諾書、登記事項全部証明書（法人登記簿謄本）及び納税等証明書（下記参照）。個人にあっては、役員等調書及び照会承諾書、身分証明書及び納税等証明書。

（ウ） 業務実施体制

本業務に取り組むための組織体制、実施責任者、担当者、関連資格等を記載すること。

（エ） 類似業務の実績

本業務に関連した類似業務についての件名、業務内容、発注元、金額等を記載すること。

③ 見積書（任意様式）

本業務に係る見積書（税抜き価格）を提出すること。

（3）作成の際の注意点

- ・文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。
- ・言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとする。
- ・日本産業規格 A 4 判縦で、片面のみの印刷とすること。
- ・頁番号を付すこと。
- ・提案者が特定される情報は記載しないこと。

12. 審査（書類審査）

（1）審査内容

- ① 当財団の定める業者選定委員会において、提出書類を基に、下記の（2）の定性評価及び価格評価からなる総合評価により審査を行い、参加者の中から契約予定者を選定する。
- ② 基準点は、定性評価の合計点の満点（70 点）の 6 割以上とし、基準点を超えた参加者がいない場合は、プロポーザルは中止とする。また、基準点を超えた参加者が 1 者の場合は、プロポーザルは実施する。
- ③ 定性評価の採点基準は 5 段階（5 点から 1 点）とする。
- ④ 定性評価の評価点は、採点基準に配点を掛け合わせたものとする。
- ⑤ 価格評価の評価点は、満点（30 点）に、最低提案見積金額から自社の提案見積金額を除いた数値を掛け合わせたものとする。
- ⑥ 見積金額が提案限度額を超える場合は、失格とする。
- ⑦ 採点の結果、最も高い総合評価点を獲得した提案者が契約予定者となり、次に高い提案者を次点候補者とするが、最も高い総合評価点が複数存在した場合（同点の場合）は、定性評価が高い提案者を契約予定者とする。

(2) 評価項目

選考にあたっての評価項目等は、以下のとおりとする。

	評価項目	着眼点	配点	評価点 (満点)
定性評価	本業務の目的や意義の理解度	・石橋文化ホールの各機能、これまでの評価、地域の中における役割などを十分理解している。 ・積極性があり、前向きな提案がなされている。 ・仕様書に記述されている水準以上の提案がある。	3	15
	劣化状況調査の内容等	・今後の改修及び保全計画の基礎となる調査と認められる。 ・効率的・効果的な調査手順・方法が提案されている。 ・業務を円滑、かつ確実に実施するための業務スケジュールが示されている。	3	15
	調査対象項目の追加	・調査対象の追加（任意項目）に関して、効率的・効果的な調査手順・方法が提案されている。	1	5
	調査の評価と改修・保全工事の提案内容	・調査の評価が合理的で、正しく評価されている。 ・今後の改修及び保全計画の基礎として、具体的に有効な活用が十分に期待できる。 ・関係法令への適法性（違法状態）についての確認が着実に行為されると認められる。	3	15
	業務実施体制	・業務実施に必要な専門知識・業務経験を有している。 ・業務実施に必要なスタッフ体制が確保されている。	2	10
	業務実績	・同種または類似業務や活動の実績がある。	2	10
	(小計)		(14)	(70)
	価格評価(見積金額)		—	30
	合計(総合評価)		—	100

13. 選定結果の通知

選定結果については、次のとおり提案者に通知する。

- (1) 契約予定者には優先交渉権者である旨を、次点候補者にはその旨を、落選者には選定しない旨を通知するとともに、全ての提案者の総合評価点を示した一覧を送付する。なお、順位についてはこれを通知しない。
- (2) 選定の経過及び結果に関する問い合わせ及び異議申立ては、一切受け付けないものとする。

14. 契約手続等

公益財団法人久留米文化振興会と契約予定者は、提案内容に基づき協議を行い、必要に応じて仕様書等の修正を行った上で契約を締結する。なお、契約予定者との協議が整わなかった場合又は契約予定者が辞退し、若しくは本要項の規定に違反した等の理由により業務を受託できなくなった場合においては、次点候補者と協議を行うものとする。

15. その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る提案書の作成、提出等に要する一切の経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案書作成時において入手した当財団独自の情報、個人情報等は適正に管理し、情報漏洩及び不正使用等を行わないよう留意しなければならない。
- (3) 当財団は、提出された書類を本プロポーザルによる委託業者選定以外の目的に無断で使用しない。なお、当財団が本プロポーザルに関する報告又は公表等のために必要な場合は、契約予定者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製することができるものとする。
- (4) 提出書類は、当財団の情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開することがある。
- (5) 採択された提案書の著作権は、当財団に帰属するものとする。
- (6) 提案内容に含まれる特許権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果、生じた責任は、提案者が負うものとする。
- (7) 諸事情により辞退する場合は、理由を明記した辞退届（任意様式）を提出するものとする。
- (8) 本要項に規定されていない事項が発生したときは、当財団内において協議して決定する。

(様式1)

年 月 日

公益財団法人久留米文化振興会
理事長 檜原 利則 殿

住 所
商号又は名称
代表者名

印

参加意思表明書

石橋文化ホール長寿命化計画調査等業務委託実施要項第10項に基づき、下記のとおり参加の意思を表明します。なお、参加申込みに当たり、実施要項「8. 参加資格要件」を満たすことを誓約します。

記

参加意思を表明し、以降の連絡は下記宛てにお願いします

郵便番号： _____

住 所： _____

電話番号： _____

FAX番号： _____

電子メール： _____

担当者氏名： _____

(様式2)

年 月 日

公益財団法人久留米文化振興会
理事長 檜原 利則 殿

住 所
商号又は名称
代表者名

⑩

提案書

2025年度石橋文化ホール長寿命化計画調査等業務委託公募型業務提案（プロポーザル方式）
実施要項第10及び11項に基づき、提案書を提出いたします。

(連絡先)

担当者所属： _____

担当者氏名： _____

電話番号： _____

電子メール： _____

(様式3)

年 月 日

公益財団法人久留米文化振興会
理事長 檜原 利則 殿

住 所
商号又は名称
代表者名

印

質問書

2025年度石橋文化ホール長寿命化計画調査等業務委託について、下記の項目を質問いたします。

質 問 事 項

(連絡先)

担当者所属：
担当者氏名：
電話番号：
電子メール：